

事務連絡
令和3年8月23日

障害児通所支援事業所等 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

感染拡大防止に向けた取組の再徹底について

平素より、本県の障害福祉施策にご協力いただくとともに、日々、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご対応いただいていることに御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は過去最多の水準で推移しており、金沢市を措置区域とする「まん延防止等重点措置」の適用期限も来月12日まで延長されたところであります。

また、7月下旬以降、県内の児童・生徒の感染事例が増加傾向にある中、今後、新学期が始まる利用児については、人と人との接触の機会が増え、これまで以上に感染リスクが高まることとなります。

つきましては、改めて、下記の内容を職員に周知していただき、利用児や職員の健康管理を徹底するとともに、職員間での情報共有を密にし、引き続き、感染拡大防止に向けた取組を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。
- 送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとすること。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用児の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行うこと。

※なお、発熱により利用を断った利用児については、事業所から当該利用児を担当する相談支援事業所に情報提供を行うこと。（当該相談支援事業所は、必要に応じ、居宅介護等の提供を検討）

※詳しくは、令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」を参照

【事務担当】

石川県健康福祉部障害保健福祉課
自立支援グループ
TEL：076-225-1428
FAX：076-225-1429